省　令

○総務省令第九十七号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月十六日

総務大臣　山本　早苗

第一種指定電気通信設備接続料規則の一部を改正する省令

第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第四条の表六の二の項を次のように改める。

六の二　ルーティング伝送機能	一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を一般第一種指定収容ルータ（専らＩＰ電話の提供の用に供されるものを除く。）で接続する場合における一般第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能（ＳＩＰサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除く。）	一般第一種指定ルータ及び当該一般第一種指定ルータに係る伝送路設備又はＳＩＰサーバ		
	一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を一般第一種指定中継ルータ（専らＩＰ電話の提供の用に供されるものを除く。）で接続する場合における一般第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能			
	一般収容ルータ優先パケット識別機能	一般第一種指定収容ルータにおいて特定のパケットを識別する機能	一般第一種指定収容ルータ		
	一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能	一般第一種指定中継ルータ及び伝送路設備により特定のパケットについて優先的に通信の交換及び伝送を行う機能	一般第一種指定中継ルータ及び当該一般第一種指定中継ルータに係る伝送路設備		
	特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定収容ルータで接続する場合における特別第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能	特別第一種指定ルータ及び当該特別第一種指定ルータに係る伝送路設備並びにこれと一体として設置される通信路の設定の機能を有する電気通信設備（交換設備を除く。）		
	関門交換機接続ルーティング伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を関門交換機で接続する場合における一般第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能	一般第一種指定ルータ及び当該一般第一種指定ルータに係る伝送路設備、ＩＰ電話を提供するために固定電話網とパケット交換網との間の接続制御を行うための装置及び符号等を変換するための装置並びにＳＩＰサーバ		

第十七条第一項中「六の二の項（関門交換機接続ルーティング伝送機能を除く。）」を「六の二の項（一般収容ルータ優先パケット識別機能、一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能及び関門交換機接続ルーティング伝送機能を除く。）」に改める。

第十八条の次に次の二条を加える。

（一般収容ルータ優先パケット識別機能に係る接続料）

第十八条の二　第四条の表六の二の項（一般収容ルータ優先パケット識別機能に限る。）の機能に係る接続料は、契約数を単位として設定するものとする。

（一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能に係る接続料）

第十八条の三　第四条の表六の二の項（一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能に限る。）の機能に係る接続料は、通信量を単位として設定するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「事業者」という。）は、当分の間、第十四条第二項ただし書の規定に基づき、通信量等の直近の実績値に代えて将来の合理的な通信量等の予測値を用いた場合であって、その実績値が判明したときは、第四条の表六の二の項（一般収容ルータ優先パケット識別機能及び一般中継ルータ優先パケットルーティング伝送機能に限る。）の機能を利用する電気通信事業者（事業者を除く。）ごとに当該機能ごとの実績値に基づく接続料を計算し、当該電気通信事業者と精算することができる。

規　則

人事院規則一七―〇―一二一

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十八年十二月十六日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表厚生労働省の部内部局の項中「技術総括審議官」を「技術・国際保健総括審議官」に、「国際企画官」を「国際企画・戦略官」に改める。

別表農林水産省の部動物検疫所支所の項中「課長補佐（管理）」を「検疫第三課長　課長補佐（管理）」に改める。

別表備考第一項中「平成二十八年八月三十一日」を「平成二十八年十一月三十日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第五十三号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第百十六条の三第二項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第百十六条の三第二項の規定に基づき信用格付業者の関係法人を指定する件（平成二十七年金融庁告示第八十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十八年十二月十六日

金融庁長官　森　　信親

第二条に次の一号を加える。

十四　商　号　又　は　名　称　Standard & Poor's Ratings Chile Clasificadora de Riesgo Limitada

主たる事務所の所在地　Miraflores 222, 28th Floor, Santiago, Chile

第三条第五号中「6 Temasek Boulevard, #35―05 Suntec Tower 4, Singapore 038986」を「One Raffles Quay, South Tower #22―11, Singapore 048583」に改め、同条第六号中「Paseo de Gracia, 85, 7th Floor 08008 Barcelona, Spain」を「Diagonal 601, 2nd floor 08028 Barcelona, Spain」に改める。